



広川町議会議員一般選挙

☎ 広川町選挙管理委員会（総務課総務係） ☎ 0943-32-1255

12月10日 日 7:00 ~ 20:00

投票所

第1投票所 / 鬼ノ瀨区公民館

第2投票所 / 上広川小学校屋内運動場

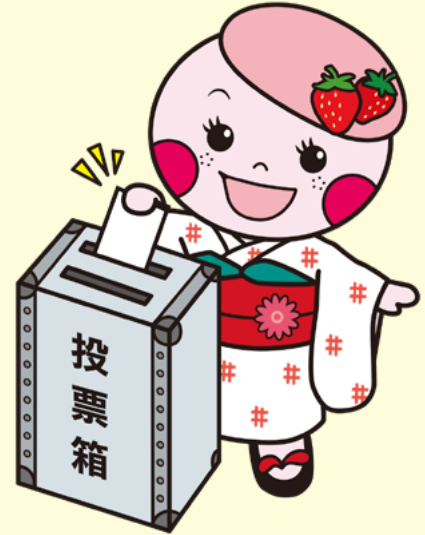
第3投票所 / 広川中学校武道場

第4投票所 / 広川町役場1階多目的ホール
(防災拠点施設)

第5投票所 / 広川町産業展示会館

第6投票所 / 下広川小学校屋内運動場

▶ 当日の投票は、
入場券記載の
投票所で行っ
てください



●資格がある人（選挙権停止中の人を除く）

平成17年12月11日以前に生まれた人で、令和5年9月4日までに転入の届け出をし、引き続き広川町に住んでいる人（12月7日以降に転出予定の人は、期日前に投票できる場合あり）。

●期日前投票

仕事などの用事で投票日に投票できない人は、期日前に投票できます。入場券（裏面の「宣誓書」を記入したもの）をお持ちください。

[期間] 12月6日(水)～12月9日(土)、8:30～20:00

[場所] 広川町役場1階多目的ホール（防災拠点施設）

●不在者投票

・長期の旅行や出張などで広川町で投票できない人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票できます。投票用紙の郵送に時間がかかりますので、できるだけ告示日前（12月5日まで）に、広川町選挙管理委員会へ「不在者投票の請求」を行ってください。

・不在者投票所の指定を受けている病院や老人ホームなどに入院または入所している人は、その施設で投票できます。早めに施設の担当者へ申し出てください。

●郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳（重度の障害で特定の要件に該当する人）、または介護保険法の被保険者証（要介護状態区分が「要介護5」）を持っている人は、郵便などによる不在者投票が認められています。

詳細は、広川町選挙管理委員会へお問い合わせください。

